大崎市介護認定審査会支援システム導入業務仕様書

**１　業務名**

大崎市介護認定審査会システム導入業務

**２　目　的**

紙資料の削減及び紛失による個人情報の流失を防ぐとともに，介護認定審査会運営の効率化を図り，適正な審査判定と申請から認定までの期間短縮を目的とする。

**３　履行期間**

契約締結の翌日から令和１１年1月３１日まで

**４　利用期間**

令和８年２月１日から令和１１年1月３１日まで

**５　業務内容**

（１）システム構築及び初期設定

システム利用開始日までにシステムの構築及び初期設定を行うこと

（２）システムの操作研修の実施

（３）システムの運用及び保守

①　クラウドサーバーの運用及び保守

②　システムの運用及び保守

**６　システムの概要**

（１）タブレット等の端末がインターネットに接続できれば，どこからでもアクセスできるクラウド方式であること

（２）契約期間中は継続して使用できること

（３）常時利用可能であること（事前通知によるメンテナンス等の停止は除く）

（４）システムの円滑な運用のため，使用者及び管理者が操作等についての問い合わせが可能なヘルプデスク等のサービス体制が確立されていること。なお，電話又はメールによるサポートの基本的な対応時間は平日の８時３０分から１７時１５分とし，緊急時においては基本的対応時間外においても対応すること

（５）システムのバージョンアップがあった場合は，随時無償提供可能なこと

（６）利用可能なライセンス数は１００とし，全員が同時にサーバーにアクセスしても支障なく会議が行えるシステムであること

（７）データ最大保存可能容量は１ＧＢ以上とする。また，保存データ容量の追加が可能なシステムとし，追加する場合は何ＧＢ単位で対応可能か「企画提案書」に記載すること。その際，別途費用が発生する場合は併せて記載すること

（８）利用可能なＯＳは，ｉＯＳ，Ｗｉｎｄｏｗｓ，Ａｎｄｒｏｉｄとする

（但し，対応する各ＯＳのバージョンについてはＷｅｂサイトに公開することとし，各ＯＳに機能差異がある場合は別途説明をすることとする）

（９）異なるＯＳの端末を同時に使用しても問題なく使用できること

（１０）操作性，視認性，システムの管理の効率を考慮したものであること

（１１）利用者管理，アクセス制限管理，システム操作ログの管理等セキュリティ対策の機能を有していること

（１２）機能要件は別紙「機能仕様書」によること

**７　セキュリティ**

（１）アプリでは，端末に暗号化された状態で資料をダウンロードすることができ，アプリを通じてのみ暗号化することが可能であること

（２）サーバーと端末間の通信経路は，ＳＳＬ等により暗号化されていること

（３）端末認証・ユーザー認証をした端末のみが資料を閲覧することができること

（４）管理者は利用者の端末をアプリ内の固有番号を用いて特定することができ，アクセスログの確認及び取得ができること

（５）アプリでは，閲覧期間に制限を設ける機能があること

（６）システム障害が発生した場合，復旧のための体制をとり，原則として，本市からの連絡又は受注者による検知から，２４時間以内の復旧が可能なこと

（７）システム障害を復旧した場合，受注者は，障害状況・発生原因・事後対策等についての報告を本市へ行うこと

**８　クラウド（データセンター仕様）**

（１）サーバーへの不正アクセスや情報漏洩，ウィルス感染などに対するセキュリティ対策が万全であること

（２）データセンターは，２４時間３６５日の運用，利用を実現すること（サーバーメンテナンス期間は除く）

（３）データセンターは日本国内に設置し，建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）の規定する耐震構造建築物とし，同法に規定する耐火性能を有し，防火対策及び水の被害を防止する措置が施されていること

（４）データセンターの消火設備は，不燃性ガス消火設備を有していること

（５）建物には防犯対策が講じられており，データセンターには事前に登録された者のみが入館できるよう管理され利用情報を記録すること

（６）無停電対策として，電源供給経路の多重性と自家発電等による対策がとられていること

（７）クラウドサーバーについては，冗長化し，最低２４時間ごとにバックアップを実施すること

（８）クラウドサーバーに障害が発生した場合でも，直ちに最新のバックアップ時点まで復旧させること

（９）メインサーバーを設置している施設が災害で被災した場合でも，別の場所に設置した予備のサーバーにより，２４時間以内にの復旧が可能なこと

（１０）サーバーへの不正アクセスがあった場合は，直ちに本市へ報告するとともに，被害の状況・対応，原因究明及び再発防止対策を行うこと

**９　マニュアルの作成**

以下のマニュアルを作成し，データ及び紙媒体（利用者マニュアル１３０部，管理者マニュアル５部）で納品すること。なお，バージョンアップ等による機能，操作変更が生じた場合も同様とする

（１）利用者マニュアル：記載に従った操作すれば，支障なく簡単に関係サービスを利用できること

（２）管理者マニュアル：システムの管理に必要な作業手順，その他必要な事項を記載すること

**１０　操作研修の実施**

システムの管理者及び利用者を対象とする操作研修を実施すること

管理者研修　１回以上（対象者：介護認定審査会事務局職員　５名程度）

利用者研修　２回以上（対象者：認定審査会審査委員　　１３０名程度）

**１１　納品**

（１）本システム：ライセンス証書若しくは準ずるものを持って納品とする

（２）ドキュメント：操作マニュアルを納品すること

**１２　その他**

（１）本業務の履行に当たっては，個人情報保護法，大崎市情報セキュリティポリシー（平成１８年大崎市訓令甲第１７号），その他関係法令，条例規則等を遵守すること

（２）仕様の内容で対応が困難な場合は代替案を提案すること。その際，予め本市の承認を得ること

（３）仕様書に定めのない事項，又はシステムの利用に当たり疑義が生じた場合は，本市と受注者において協議の上，決定するものとする

**１３　請求及び支払い方法**

請求に応じ毎月払いとする

**１４　暴力団等の排除について**

（１）この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成２５年６月１日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは，契約を解除することがある

（２）本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請けさせ，若しくは受託させてはならない。また，この契約の下請負若しくは受託をさせた者が，排除規則の措置要件に該当すると認められるときは，当該請負契約等の解除を求めることがある

（３）この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは，速やかに警察への通報を行い，捜査上必要な協力を行うとともに，発注者へ報告すること

また，この契約の下請負若しくは受託をさせた者が，暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは，同様の措置を行うよう指導すること。なお，暴力団員等から不当要求又は妨害を受け，適切に警察への通報，捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で，これにより，履行遅延が発生すると認められたときは，必要に応じて，工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる

**１５　長期継続契約の該当について**

本業務は，地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３及び大崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続契約に該当するので，以下の点に留意すること

（１）発注者は，翌年度以降における発注者の歳出予算において，契約済みの契約金額において減額又は削除されたときは，契約の変更又は解除をすることができるものとする

（２）発注者は，前項の規程によりこの契約の変更又は解除をした場合において，受注者に損害を生じさせたときは，受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は，発注者と受注者とが協議し定めるものとする

別　紙

機能仕様書

【**基本機能**】

１　資料毎に公開する期間を設定できること

２　ＰＤＦ閲覧時にページの特定位置を指し示すポインター機能があること

３　ＰＤＦのページを拡大/縮小表示する機能があること

４　資料閲覧用のアプリケーションではＷｉｎｄｏｗｓ，Ａｎｄｒｏｉｄ，ｉＯＳ及びｉＰａｄＯＳの最新のバージョンに対応していること

５　アプリでは，ＰＤＦのページに付箋等で印がつけられ，ページの検索が容易にできること

６　ＰＤＦのページに対して手書きのメモ書きができ，保存できること

７　ｉＯＳ，Ａｎｄｒｏｉｄのスマートフォン用アプリを利用した際のメモ等の情報もタブレット端末と同様に保存できること

８　手書きメモを実施した資料はＰＤＦなどの印刷が可能な拡張子で出力できること

９　アプリでは，マーカーツールを利用することでＰＤＦにマーカーを引くことができること。

１０　アプリでは，カレンダー形式で会議毎に資料を表示することができること

１１　アプリでは，キャッシュデータの存在する資料は，オフライン環境でも閲覧することができること

１２　アプリでは，簡単な操作で資料の拡大縮小ができること

１３　アプリではログインユーザーに対して閲覧権限のある資料のみが表示されること

１４　利用を許可された端末からのみ閲覧することができること。また，利用者毎に資料の閲覧権限を設定することができること

１５　利用を許可されたＩＰアドレスのみ閲覧することができること。また，設定するＩＰアドレスは利用するアプリのＯＳごとに選択できること

１６　アプリでは各審査委員が各申請者資料を見ながら，任意の事前判定値を入力することができること

１７　アプリでは，要介護度，認定期間，自由記述の各項目から事務局が設定した項目の情報を入力することができること

１８　アプリでは各審査委員は入力した事前判定値を事務局が設定した日にちまで，いつでも変更することができること

１９　アプリでは，必要に応じてWEB会議を起動することができ，ＷＥＢ会議を起動するＵＲＬを表示させることができること。

## 【会議機能】

１　会議参加者と日時を指定した会議を開催することができること

２　会議には権限を与えられた参加者のみ指定された資料を閲覧することができること

３　会議に参加している参加者のタブレット端末に，資料表示やページ送り，ポインターなどの動作が同期されるなどして円滑に会議進行が出来ること

４　会議の発表者の手書きメモは参加者のタブレット端末にも表示することが可能であること

## 【管理】

１　利用には，ユーザー認証が必要であること

２　資料の登録・削除などの管理者操作はＰＣブラウザから操作できること

３　ダウンロード済みの資料は，あらかじめ定めた公開期間終了後に，自動で閲覧できなくなること

４　ユーザーの持つ権限により，アクセスできるフォルダー及び資料を制限することが可能であること

５　管理者によるパスワード変更が可能であること

６　管理者は，サーバー内に自由にフォルダーを作成し，資料を格納することが可能であること

７　管理者サイトでは，会議資料をシステムに登録する際，一つのまとまったＰＤＦ資料から申請者単位に自動的に分割し，別々のファイルとして登録できること

８　管理者サイトで申請者ごとに分割されたファイルの分割する位置は任意のページに変更できること

９　管理者サイトでは，作成された会議はカレンダー表示で確認ができること

１０　過去に作成した会議情報は，意図的に削除しない限りカレンダーに表示され続け，参加者はいつでも資料を見返すことができること

１１　管理者サイトでは，各審査員が入力した事前判定値を一覧で確認することができること

１２　管理者サイトでは，各審査員の事前判定値が一致しない申請者は，容易に視認することができること

１３　管理者サイトでは，二次判定結果を入力することができる。また，二次判定結果と各審査委員の事前判定値をＣＳＶデータ等の情報で出力することができること

１４　各審査員はお互いの入力した事前判定値を閲覧することはできない。ただし会議事務局が公開設定をした以降は全員が閲覧することができること